

採用担当者が知っておくべき
外国人労働者 受入の基礎知識

2017年12月
若松絵里社労士・行政書士事務所

目次

- (1) 外国人社員（主に新卒）の採用～就労ビザを取得する ～ メリットとデメリット ～
【パターン①】既に日本にいる留学生を大学・専門学校の卒業後に採用する。 …1
- (1) 外国人社員（主に新卒）の採用～就労ビザを取得する ～ メリットとデメリット ～
【パターン②】現在海外にいる新卒・既卒の外国人を採用する。 …2
- (2) 外国人が取得する在留資格（就労ビザ）一覧 …3
- (3) 採用内定から入社までの大まかなフロー ※既に日本にいる外国人の採用 …4
- (3) 採用内定から入社までの大まかなフロー ※海外にいる外国人の採用・招へい …5
- ◆ おまけ・参考情報① 在留カードのみかた …6
- ◆ おまけ・参考情報② …7
- 若松絵里社労士・行政書士事務所のご紹介/ご相談からご依頼までの流れ等 …8

(1) 外国人社員（主に新卒）の採用 ～ 就労ビザを取得する

【パターン ①】

既に日本にいる留学生を大学院・大学・専門学校の卒業後に採用する。

■ 就労ビザ申請手続きの種類

現行の「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等への **在留資格変更許可申請**

- ✓ メリット
 - 候補者が国内におり、日本語が出来る学生が多く、ビザ取得に必要な提出書類を収集するときに人事担当者とのコミュニケーションがスムーズ。

- ✓ デメリット
 - 大学の成績や出席率等、留学中の活動状況を厳しく審査される場合がある。
(特に専門学校)

 - 大学の卒業証書を授与されなければ、正式な許可は受けられない。
(審査は、「卒業見込証明書」で事前に行われ、卒業前に許可の内定を得られることも多いが、**最終的な許可は、大学や専門学校の卒業式終了後、卒業証書の原本を入国管理局の窓口で提示することによって受ける事ができる。**) 等

(1) 外国人社員（主に新卒）の採用 ～ 就労ビザを取得する

【パターン ②】

現在、海外にいる新卒・既卒の外国人を採用する。

■ 就労ビザ申請手続きの種類

新たに「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を取得して、海外から呼び寄せる、
在留資格認定証明書交付申請 → 優秀なグローバル人材の宝庫

✓ メリット

- 一般的に、ビザ申請時に、（海外で卒業した大学の）成績証明・出席率証明等は提出しなくても良い。卒業証書(diploma)のコピーのみで可。

✓ デメリット

- 日本語ができる外国人はあまり多くない。ビザ申請や来日・入社手続き等について、必要なコミュニケーションを外国語で過不足なく行える受入担当者が必要。
※ 日本語と日本文化に慣れている留学生と異なり、入社後は呼び寄せた人材が定着するまでは細やかなフォローアップが必要。

【注】

専門学校卒業者の就労ビザ申請は「日本の専門学校」を卒業し、「専門士」の資格を保持している事が必要です。ビザが許可される職種にも制限があるので採用時には十分ご注意ください。

(2) 外国人が取得する在留資格（就労ビザ）一覧 *18種類

受入れる企業は、採用する外国人に担当してもらう「職務内容」に応じた「在留資格」を取得させる。

※ 新卒の外国人が取得する在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」が一般的。

	就労可能な在留資格	その在留資格内で許されている活動内容	在留期間
1	外交	外国政府の大使、行使、総領事等とその家族等	外交活動を行う期間
2	公用	外国政府の職員等とその家族等	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
3	教授	大学の教授、講師など大学やそれに準ずる機関、高等専門学校などで研究、研究の指導または教育を行う者	5年、3年、1年または3月
4	芸術	画家、作曲家、著述家などその他芸術上の活動を行う者	5年、3年、1年または3月
5	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師など宗教家が行う布教その他宗教上の活動を行う者	5年、3年、1年または3月
6	報道	外国の報道機関の記者、カメラマンなど外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動を行う者	5年、3年、1年または3月
7	経営・管理	企業の経営者・管理者等	5年、3年、1年、4月または3月
8	法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士、弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、弁理士など	5年、3年、1年または3月
9	医療	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、作業療法士、臨床工学技士、理学療法士、義肢装具士	5年、3年、1年または3月
10	研究	政府関係機関や企業などの研究者など研究の業務を行う者（ただし、「教授」の活動に該当する者を除く。）	5年、3年、1年または3月
11	教育	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校もしくはそれに準ずる教育機関の語学・その他の教育を行う教師など	5年、3年、1年または3月
12	技術・人文知識・国際業務	・システムエンジニア、技術開発・設計者など理学、工学、そのほかの自然科学分野の技術に関する業務を行う者 ・企画、財務、マーケティング、営業、通訳・翻訳、語学学校の講師、海外取引業務、服飾のデザイナーなど人文科学の分野に関する業務を行う者	5年、3年、1年または3月
13	企業内転勤	外国の親会社・子会社・孫会社ほか関連会社などにあたる事業所から期間を定めて派遣される転勤者（技術・人文知識・国際業務に該当する活動を行う者）	5年、3年、1年または3月
14	興行	歌手、ダンサー、俳優、ファッションモデル、プロスポーツ選手、など興業にかかる活動を行う者	3年、1年、6月、3月または15日
15	技能	外国料理の調理師、貴金属加工職人、パイロット、外国に特有の建築士・土木技師、外国製品の修理技能士、動物の調教師、スポーツの指導者、ソムリエなど産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する者	5年、3年、1年または3月
16	技能実習	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号 ※2017年11月施行	1号は1年以内、2,3号は2年以内
17	高度専門職	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者 <1号>、<2号>に分類	1号は5年、2号は無期限
18	介護	日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者 ※2017年9月施行	5年、3年、1年または3月

(3) 採用内定から入社までの大まかなフロー ※ 既に日本にいる外国人の採用

就労ビザ申請準備から、申請結果が出るまでには通常2~4か月程度かかります。(雇用主企業の規模などによっても変動)



(3) 採用内定から入社までの大まかなフロー ※ 海外にいる外国人の採用・招へい

就労ビザ申請準備から、申請結果が出るまでには通常2~4か月程度かかります。(雇用主企業の規模などによっても変動)



※厳密には在留資格≠ビザですが、ここでは便宜上「在留資格=ビザ」として記載しています。

◆ おまけ・参考情報 ① 在留カードのみかた

- ・留学生も含め、既に日本に在留している外国人の場合、現在保持している在留資格や在留期限を確認するには、「在留カード」を本人に提示してもらいます。
- ・在留カードの代わりに「特別永住者証明書」を所持しているケースもあります。(朝鮮・韓国系外国人等)
- ・在留期限の満了が近づいたら、「在留期限の更新」をする必要があります。(在留期限満了の3ヵ月前から申請可能。)

在留カード(表面)

「在留カード」の主な記載内容

住居地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格
在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)
許可の種類 在留期間更新許可 (東京入国管理局長) <MOJ>
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは、2018年10月20日まで有効です。

有効期間
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

就労制限の有無
就労不可

在留カード番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

顔写真
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

特別永住者証明書番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

在留カードは、正規に我が国に中長期間に在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥に**あてはまらない人**です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(駐日台北経済文化代表事務所等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

有効期間
特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「特別永住者証明書」

特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

在留カード(裏面)

▼在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合

(在留カード裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

表面の在留期間の満了日まで、在留資格「変更」許可申請または在留期間「更新」許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2ヶ月を経過する日まで有効となります。

(出典:法務局入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf)

◆ おまけ・参考情報 ②

■ **取得する在留資格(=就労ビザ)と、採用する外国人が持っている職務経験や専攻科目(基本は4年制大学卒業)は一致している必要があります。**

採用する外国人の学歴と専攻科目、また職歴など本人のバックグラウンドと職務内容に関連性がなければビザを取得することはできません。

例えば、コンピュータ関連のソフト開発会社が外国人人材をシステムエンジニアとして雇う場合、その外国人は情報工学など、職務に直結する自然科学系の科目を専攻して4年制大学(日本・海外の大学問わない)を卒業し、学士号を取得、もしくは日本国内でコンピュータ専門学校を卒業し専門士を取得していること、または、これらの学歴を有していない場合、システムエンジニアとして10年以上の実務経験があることが絶対条件です。

ただし、日本の入管制度では近年、4年制大学を卒業している外国人については、職務と専攻科目の関連性について柔軟に判断するとして、必ずしも職務と専攻科目が完全に一致しなくても許可を出すケースもあります。(ケース by ケース)

■ **単純労働(特別な技能を必要としない労働)や、一部の職種では就労ビザは取得できません。**

例えば、飲食店のホールスタッフ、各種サービス業の販売職または美容師、保育士、医療福祉士等の職種では、これらの業務を行う在留資格自体が存在しないため、就労ビザを申請することはできません。

■ **専門学校を卒業した外国人の就労ビザには注意が必要です。**

日本国内の専門学校を卒業して、「専門士」を取得した外国人留学生を採用する場合は、特に注意が必要です。「専門士」の場合、4年制大学卒業の「学士」と異なり、専攻科目と職務の完全一致が絶対条件となり、例外はありません。

以上、新卒で採用予定の外国人の場合、専攻科目と職種の関連性が薄い4年制大学卒業者や専門学校卒業生の採用には、就労ビザを取得できるかどうか判断が難しい場合があります。

■ **スポンサー企業の、事業の安定性と継続性も審査されます。**

入管法では、外国人の条件と同時に就労ビザのスポンサーとなる雇用主企業の事業の安定性と継続性も同時に審査されます。

入国管理局に就労ビザの申請をする場合、最終学歴の卒業証明書や在籍証明書・履歴書など本人に関する書類を提出しますが、同時に雇用する企業の登記簿謄本の写しや決算書など事業の実態・活動状況、財務状況などを証明する数多くの書類も提出しなければなりません。

必要書類の提出点数は、企業の経済規模によって区分されていて、企業の経済規模が大きいかほど必須提出書類は免除され、負担が軽減される仕組みになっています。

提出されたこれらの資料から、スポンサー企業がその外国人を継続して雇用出来るのかどうか判断され、入国管理局が疑問を持った場合は就労ビザが許可されない事もあります。

【外国人ならではの雇用管理・取扱】

現在、入国管理局による就労ビザの審査期間は、通常1~3ヶ月が目安です。(東京入国管理局管轄案件)

この審査期間を経て、ビザが正式に許可されれば、外国人社員の入社・雇用開始です。

■ **外国人の雇用管理については、基本的に日本人社員と同等の取扱いをしなければいけないことになっています。**

たとえば、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの労働・社会保険にも、日本人同様の条件で加入させる必要があります。また、外国人であるという理由のみで、賃金やその他の労働条件に関して不当な差別をすることも許されません。

■ **外国人社員の雇用管理として、日本人社員にはない実務上の取扱いが幾つかあります。**

たとえば、日本が社会保障協定を結んでいる国からの外国人であれば協定に関する手続きが必要です。また、外国人の入社・退職時や会社が移転・商号変更をしたときなどは入国管理局に届出を行わなければなりません。

以上のような、入国管理局に対する届出を怠り、悪質と判断された場合、外国人社員の就労ビザを取り消されてしまう可能性もあります。

若松絵里社労士・行政書士事務所のご紹介

概要

若松絵里社労士・行政書士事務所

【英語名: Wakamatsu Immigration & Labor Consulting Office】

東京入国管理局届出済・申請取次行政書士事務所

代表者氏名: 若松 絵里 / Eri Wakamatsu (行政書士・社会保険労務士)

ウェブサイト: <http://www.eriw-office.com>

E-mail: eri.wakamatsu.eriw-office@ab.auone-net.jp

電話: 03-3931-7236

▼事務所所在地

〒174-0064

東京都板橋区中台1-37-2 グリーンパーク上板橋208号

▼主な取扱業務

- ・就労ビザ申請手続代行
- ・外国人向け雇用契約書作成・英文就業規則の翻訳
- ・その他、外国人雇用に関するコンサルティング

▼代表者プロフィール

長崎県長崎市生まれ。

新卒後、富士通(株)に勤務。数年後退職し一時イギリスへ語学留学。帰国後は、ソニーEMCS(株)、ジボダン・ルール(株)(スイス)、ゼネラルエレクトリック・ジャパン(アメリカ)等の日本法人に勤務。

これらの企業では主に人事採用(新卒・中途)業務を担当。外資系企業勤務時には、日本と海外の労働慣行の大きな違いを痛感しながら人事経験を重ねる。

2005年10月に、「若松絵里社労士・行政書士事務所」を開設し、以来現在まで、会社員時代の業務経験を活かし、外資系企業や、初めて外国人を雇用する日系企業に対する、就労ビザ申請代行・外国人雇用に関するコンサルティング・外国人のための雇用契約書・就業規則の作成・翻訳などを中心分野として業務を展開中。

*** 外国人社員の方とのやりとりはご希望に応じて、全て英語(メール、電話、面談等)での対応を行っています。**

ご相談から依頼までの流れ

① 無料の電話ヒアリング

簡単に、お客様(就労ビザのスポンサー企業)や採用予定の外国人の状況や条件を簡易ヒアリング。その上で、就労ビザ取得の可能性があるかどうかを判断しお客様にお伝えして、ご希望があれば②に進みます。

② お客様の会社にとって有料面談相談

1万円・時間制限は特になし。(遠方の場合は交通費実費等が発生する場合もあり。)会社の決算書や外国人ご本人の履歴書等必要資料を実際に拝見しながら、更に詳しい相談を行います。この相談料は、相談後、就労ビザ申請代行業務を正式にご依頼いただいた場合は業務手数料に充当する形で返金致します。本有料相談では、ビザ以外の相談(例:雇用契約書や社会保険等)に関するご相談にも対応いたします。

③ 就労ビザ申請代行業務に関する、正確なお見積りを提示

②の面談後、お見積りをご提示、お客様のご希望があった場合に正式受任。

*相談の詳細⇒ <http://www.eriw-office.com/category/1230494.html>

営業時間／営業エリア

▼営業時間

【月曜～金曜】 09:00～18:00

【休業日】 土曜・日曜・祝祭日

※入国管理業務等、緊急の場合は土曜日・日曜日・祝日も対応いたします。

▼営業エリア

就労ビザ申請をはじめとする入管業務・就業規則や雇用契約書の作成やレビューなどのスポット業務については首都圏・隣接県以外の日本全国随時ご相談を承ります。まずはご連絡ください。

※遠方のお客様の場合、交通費等、必要経費の実費は御社負担とさせていただきますので予めご了承ください。